令和５年度
国営施設応急対策事業盛岡南部地区

西部用水路改修（その５）工事

特　別　仕　様　書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第１章　総則

国営施設応急対策事業盛岡南部地区西部用水路改修(その５)工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第２章　工事内容

１．目的

本工事は、国営施設応急対策事業盛岡南部地区の事業計画に基づき、西部用水路を改修するものである。

２．工事場所

岩手県盛岡市湯沢地内及び紫波郡矢巾町広宮沢地内

３．工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

施工延長　L=467.616m

（７工区）工事区間延長　　L=220.000m

施工始点　NO.249

施工終点　NO.260

（11 工区）工事区間延長　　L=247.616m

施工始点　NO.289

施工終点　NO.301+7.616

内訳

管水路

（７工区）	ダクタイル鋳鉄管（ALW 形）AL2 種	呼び径 800mm	L=220.000m
（11 工区）	ダクタイル鋳鉄管　NS	呼び径 800mm	L=239.816m
（11 工区）	鋼管	呼び径 800mm	L=　4.400m
（11 工区）	鋼管（既設利用区間）	呼び径 800mm	L=　3.400m

附帯工　１式

道路復旧工　A=712 ㎡

仮設工　１式

４．工事数量

「別紙－１　工事数量表」のとおりである。

第３章　施工条件

１．工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 81 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

２．工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者な

どの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。
余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の配置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工　　期：令和５年９月 12 日から令和６年３月８日まで
（余裕期間：契約締結の日から令和５年９月 11 日まで）

なお、低入札価格調査により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

３．工事情報実績システム（CORINS）の登録
技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意しなければならない。

４．工程制限
管水路の工事は、令和５年 11 月１日～令和６年３月８日の期間に行わなければならない。

５．現場技術員
本工事は、共通仕様書第１編 1-1-9 に規定している現場技術員を配置する。
氏名等については、別に通知する。

第４章　現場条件

１．土質
本工事の施工場所の土質は、礫質土を想定している。

２．関連工事
本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。
西部用水路改修（その４）工事（施工予定時期：令和５年６月～令和６年３月）

３．第三者に対する措置
（１）騒音・振動対策
騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
なお、本工事の構造物取壊し工については、低騒音・低振動機械工法により施工しなければならない。
また、施工に先立ち、監督職員と調査位置を調整したうえで、騒音振動調査を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

（２）保安対策
１）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交

通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

２）交通誘導警備員の配置は、管水路改修作業にかかる施工箇所（開削箇所）の前後、作業重機の配置箇所（各工区それぞれ２班施工を想定し２箇所とする）ほか、施工ヤード及び仮置場の設置・撤去時に交通誘導警備員を配置するものとする。なお、施工箇所に配置される作業員は仮置場からの資材等運搬の際は仮置場に一時的に移動し、当該場所での誘導を兼務することとする。

配置人員は下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

３）夜間、休日（休工）の保安対策については、工事用信号機、保安灯、反射板などにより、一般交通の安全を確保するものとする。

配置場所	交通誘導警備員 B	昼夜別	備考
①No.249～No.260 （盛岡市道西部線）	４名／日	昼間	７工区
②No.289～No.291+5.000 （矢巾町道南昌台１号線）	５名／日	昼間	11 工区（交差点）
③No.289～No.291+5.000 （矢巾町道南昌台１号線）	３名／日	夜間	11 工区（交差点）
④No.291+5.000～No.301+7.616 （矢巾町道西部開拓線）	４名／日	昼間	11 工区
⑤施工ヤード（仮置場）	１名／日	昼間	７工区・１１工区

（３）交通対策

１）測点 No.290～No.291 区間の施工期間については、町道南昌台１号線を２週間程度、通行止めを行う予定としている。

なお、通行止めに当たっては、別紙－５に示す迂回路配置図のとおり通行止め看板及び案内板、バリケードを設置するものとする。

２）工事用資材・建設発生土・流用土等の運搬において、他の交通の支障とならないように留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

３）盛岡市道西部線及び矢巾町道西部開拓線は片側交互通行を計画しているが、道路に面している施設(建屋)、耕作地等の出入りは確保するものとする。

なお、覆工板の設置が必要と判断される場合は監督職員と別途協議すること。

４）上記を含めた具体的な交通対策等の計画については、施工前に監督職員と協議のうえ決定するものとする。

４．支障物の撤去復旧等について

No.290～No.291付近の信号機は、本工事で撤去する既設管の埋設位置と近接していることが想定されるため、一時撤去し仮置場で保管後速やかに復旧することを予定している。受注者は着手後、速やかに監督職員立ち会いのもと試掘を行い、既設管と信号機の位置を把握する。信号機の撤去が必要ないと判断された場合は、監督職員と協議のうえ契約変更する。

５．安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書 3-2-2 一般事項 1.施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。

なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

６．関係機関との調整

本工事の施工に際しては、関係者とトラブルを生じないよう、十分に連絡調整を行わなければならない。

７．関係法令

本工事の実施に当たっては、共通仕様書第 1 章第 1 節 1-1-42 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

第５章　指定仮設

１．建設発生受入地等

（１）仮設の盛土材は仮置き場の土砂を流用することとし、仮置き場の名称、採取予定量は次の通りである。

名　　称	地　先　名	採取予定量	摘　要
煙山ダム	紫波郡矢巾町煙山地内	57m3	

（２）現場内で流用できない建設発生土については、以下の最終処分場へ搬出する予定としている。

なお、指定した建設発生土受入地への建設発生土の受入が難しい場合には監督職員と協議するものとする。

名　　称	地　先　名	搬出予定量	摘　要
建設発生土受入地	岩手郡雫石町西根東駒木野 86 番 2	2,364m3	最終処分

（３）現場発生材（有価物）は丁寧に撤去の上、稲荷場大分水工（盛岡市上鹿妻地内）に搬出するものとし、発生品目毎に重量を計測し、監督職員へ報告するものとする。なお、現場発生材として図面に示す既設空気弁及び第９章.７に示す既設埋設管（水道管）を想定している。

２．建込簡易土留工等

（１）施工は建込簡易土留工により行うものとし、構造、施工方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、土質状況等により建込ができない場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）建込簡易土留工の構造に関しては「建込簡易土留設計施工指針」に基づくものとする。

３．排水処理工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

工　　種	排水区分	排水量	箇所数	備考
管水路工（建込簡易土留内）	作業時排水	0㎥/h 以上 6㎥/h 未満	8 箇所	7 工区
管水路工（建込簡易土留内）	作業時排水	0㎥/h 以上 6㎥/h 未満	9 箇所	11 工区

４．仮置場等

仮置場及び施工ヤードの用地については、別紙－２に示すとおり確保しており、当該用地を使用するに当たっては、事前に土木シートを敷設するものとする。

また、土木シートを撤去するに当たっては、当該用地に異物を残さないよう丁寧に撤去のうえ、土木シートは建設廃棄物として処分するものとする。

５．除雪

除雪対象積雪深は 10cm 以上とし、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。

なお、除雪実績により数量の変更を行うものとする。

６.吊り防護工

全ての横断埋設管について、詳細な防護方法を事前に提出し監督職員の確認を得るものとする。なお、上水道管については事前に施設管理者（矢巾町）立会いのもと試掘を行い、埋設位置を確認することとし、掘削後埋戻しまでの間は凍結防止の養生を行うこととする。

第６章　工事用地等

１．発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、「別紙－２」に示すとおりである。

２．工事用地等の使用及び返還

（１）工事用地等の使用に当たっては、「別紙－３　国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

（２）発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知する。

第７章　工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第８章　工事用材料

１．規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであるが、これにより難い場合

は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、JIS 規格品については、改正工業標準化法（平成 16 年 6 月 9 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）石材

再生クラッシャーラン　RC-40　JIS A 5001

粒度調整砕石　M-40　JIS A 5001

（2）ダクタイル鋳鉄管

直管　　JDPA G 1027、JDPA G 1053、JIS G 5526、JIS G 1042

異形管　JIS G 5527

（3）鋼製異形管

異形管　JIS G 3443-2

（4）再生加熱アスファルト混合物

再生密粒度アスコン(13)

（5）再生砕石

本工事において管体基礎工として使用する再生砕石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の造成過程で混入する金属等（以下「異物等」という）を除去したものを使用するものとする。

また、受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再生資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立合確認を受けなければならない。

（6）木材

受注者は､設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2．見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物	備考
ダクタイル鋳鉄管	カタログ、試験成績書、製作図書、管割図	
継輪	製作図書	
鋼管	製作図書	
砕石類	試験成績書、粒度分析表	

材料名	提出物	備考
再生加熱アスファルト混合物	試験成績書	
埋設表示テープ	カタログ	
土木用シート	カタログ、試験成績書	
空気弁	カタログ、製作図面	
補修弁	カタログ、製作図面	

３．監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査項目	備考
ダクタイル鋳鉄管	寸法・外観等	寸法は当日入荷数から任意１個を対象。 外観は原則全数。
鋼管	寸法・外観等	寸法は当日入荷数から任意１個を対象。 外観は原則全数。

４．工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画認可書、森林法第 10 条の２による林地開発許可書）

第９章　施工

１．一般事項

（１）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

（２）中間技術検査

１）発注者から中間技術検査をする旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

２）中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図面及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

３）契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整理し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。

４）技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。

５）中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

（３）舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

なお、回収後の処理施設、処分量については契約変更の対象となるため、監督職員と

協議するものとする。

２．再生資源等の利用

（１）再生資材利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければいけない。

（２）再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規　格	備　考
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所：(管体工、道路仮復旧）管水路基礎及び埋戻材、下層路盤
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	使用箇所：(道路仮復旧）表層

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行）等を遵守するものとする。

管体基礎工として利用する場合の規格及び品質は、第８章１．(５)によるものとする。

３．建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物等	処理施設名	住　所	受入時間	事業区分
アスファルト殻	（有）松原工業　中間処理工場（I.S ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ）	岩手郡雫石町長山小松坂 71-4,他	8 時～17 時	再資源化施設業者
廃プラスチック（ＦＲＰＭ管）	（株）広岡組	奥州市胆沢若柳字上萩森 32-1	8 時～17 時	最終処分業者
廃プラスチック（土木用シート）	（有）クリーンもりおか	滝沢市砂込 889-1 他 6 筆	8 時～17 時	最終処分業者
建設発生土	雫石砂利工業（株）	雫石町西根東駒木野 86 番 2	8 時～17 時	最終処分業者

４．特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

５．事前確認

本工事の施工範囲対象の公道については、施工前の路面状況を写真撮影し、監督職員に報告するものとする。

６．土工

（１）掘削及び床掘

１）床掘土は、全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。

なお、埋戻は購入土で考えているが、現場発生土が流用できると判断された場合は、監督職員と協議するものとする。

２）掘削及び床掘に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

３）法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

４）過掘りとなった場合、良質土で埋戻し、入念に転圧しなければならない。

（２）埋戻及び盛土

１）管頂上 30cm までの埋戻は、管体基礎同等材料で一層の仕上り厚さが 30cm 程度となるよう管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないようコンパクタ・ランマ等の締固め機械により７工区は締固め度 85%以上、11 工区は締固め度 90%以上となるよう締固めなければならない。

２）管頂上 60cm までの埋戻は、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるように管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t 以下の締固め機械により締固めなければならない。

３）管頂以上 60cm 以上の埋戻は、現状と同等程度に締固めなければならない。

４）転圧回数については事前に試験施工を行い、結果を監督職員に報告するものとする。
また、上記１）～３）の締固密度が得られない場合は監督職員と協議を行うものとする。

７．既設埋設管（水道管）について

7 工区の管水路に併設して埋設されている上水道管(DCIPφ250）については、本工事で撤去し、現場発生材置き場へ搬出するものとする。

８．基礎工

（１）管体基礎

基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、7工区は締固め度 85%以上､11 工区は締固め度 90%以上となるよう締固めなければならない。

なお、管側部の締固めコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。

転圧回数については事前に試験施工を行い、結果を監督職員に報告するものとする。

９．管体工

（１）６工区と７工区の接続部分及び 11 工区と 12 工区の接続部分（計２箇所）については試掘を行い、管水路位置、管頂標高について確認することとしており、監督職員と試掘箇所について調整するものとする。

なお、試掘に要する費用（保安対策含む）については、契約変更の対象とする。

（２）受注者は、試掘の結果を踏まえた管割図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

（３）本工事対象区間の既設管（FRPM 管）については、撤去後、建設資材廃棄物として処分するものとする。

（４）No.298 及び No.299 付近については過年度に漏水対策として管の敷設替え（ダクタイル鉄管 ALW 形）を行っているため、本工事の掘削時に管材状態を確認のうえ、再利用の可否について監督職員と協議するものとする。

（５）鋼管布設工の鋼管溶接については、歩掛調査等を行いその結果に基づき歩掛等を変更する場合がある。

10．舗装工（仮復旧）

（１）路盤工

路盤工は、現状と同等程度に締固めなければならない。

（２）アスファルト舗装工

１）表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126 リットル

/100m2 以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。

２）表層工は施工条件に合った敷均し機械により再生加熱アスファルト混合物または加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めを行わなければならない。

11. 区画線工

区画線の施工に当たっては、事前に道路面を十分に清掃した後、施工するものとする。

12. 耕地復旧

別紙－２に示す受注者が確保した用地のうち、現況が耕地となっている用地については、耕起（２回）を行うものとする。

13. 既設構造物撤去復旧工

（１）本工事の施工に当たり支障となるガードレール、道路照明灯、信号機、排水側溝（以下「ガードレール等」という。）については、撤去前に現況の状況を写真等により整理し、監督職員に報告するものとする。

（２）ガードレール等は現物再利用を想定しているため、丁寧に撤去するものとし、復旧するまでの間、適正に保管するものとする。

また、丁寧な撤去にもかかわらず、復旧に利用できない場合には、監督職員と協議するものとする。

第１０章　施工管理

１．主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札公告による。

２．施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、土木工事施工管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員と協議するものとする。

３．施工管理の追加項目

（１）通水試験

本工事区間の管水路（西部用水路）について、通水試験を施設管理者が行うことを計画しており、試験結果により、漏水対策を講じる必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

４．工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準　別表第２　撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

１）受注者は（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準　別表第２　撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案)」によるものとする。なお、上記１)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)　６　写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第１１章　天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

第１２章　条件変更の補足説明

１．施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

（１）土質及び地質が異なった場合
（２）転石が出現した場合
（３）地下水位が高く、地下水を低下させるための仮設が必要となった場合
（４）地下埋設物（埋蔵文化財含む）が出現した場合
（５）第三者との協議結果により変更が生じた場合
（６）用地境界杭の設置が必要となった場合
（７）架空線の防護措置が必要となった場合
（８）道路標識、構造物、看板等の設置物が工事の支障となる場合
（９）汚泥（舗装版切断排水）処理が必要となった場合
（10）新たに樹木の伐採が必要となった場合
（11）管水路内に汚泥、ゴミ等が堆積し工事の支障となる場合
（12）歩掛調査等を追加する場合
（13）設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成を監督職員が指示した場合
（14）本工事区間近傍の空気弁の更新を追加する場合
（15）遠隔確認の試行を行う場合
（16）現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
（17）撤去後に再利用予定の資材について、撤去後の状態により再利用ができない場合
（18）その他精査により変更が生じた場合
（19）その他監督職員が必要と認めたもの

第１３章　その他

１．契約後ＶＥ提案

（１）定義

「ＶＥ提案」とは、工事請負契約書第 19 条の２の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（２）ＶＥ提案の意義及び範囲

１）ＶＥ提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

２）ただし、次の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。
①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（３）ＶＥ提案書の提出

１）受注者は、（２）のＶＥ提案を行う場合、次に掲げる事項をＶＥ提案書（共通仕様書様式 6-1）に記載し、発注者に提出しなければならない。
①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由
②ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
④発注者が別途発注する関連工事との関係
⑤工業所有権を含むＶＥ提案である場合、その取り扱いに関する事項
⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

2）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3）受注者は、ＶＥ提案を契約締結の日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（4）ＶＥ提案の適否等

1）発注者は、ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2）また、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3）ＶＥ提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4）発注者は、ＶＥ提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の２（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5）発注者は、ＶＥ提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

6）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の５に相当する額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

7）ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8）発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第１項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記６）のＶＥ管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）ＶＥ提案書の使用

受注者は、ＶＥ提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を

行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

２．電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第１編１－１－37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・工事完成図書の電子媒体（ＣＤ－Ｒ若しくはＤＶＤ－Ｒ）正副２部

３．配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

４．ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合
は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答する。
ただし、原則として閉庁日を除く。

５．遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
砕石類	再生クラッシャーラン RC-40 粒度調整砕石　M-40	盛岡地区
建込簡易土留	タイプ 9,9',10,10',11	金ヶ崎地区
敷鉄板	t=22	金ヶ崎地区
H 鋼	H-200×200×8×12	金ヶ崎地区

６．地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（２）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

（３）受注者は、（２）により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

（４）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が 証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

（５）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

（６）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

（７）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

（８）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

７．工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省 WEB サイト URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、

工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（３）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（４）建設コンサルタントの出席

上記７．（１）、（２）及び（３）の会議に、必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

（５）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

８．週休２日による施工

（１）本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（２）「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（８日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

１）対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から１月３日までの６日間、８月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

２） 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

３） 降雨、除雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（３）週休２日（４週８休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

１） 受注者は、契約後、週休２日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

２）受注者は、週休２日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休２日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

３）監督職員は、上記受注者からの報告により週休２日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

４）監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

５）報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

（４）監督職員が週休２日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

（５）発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

１）現場の閉所状況

項　　目	補　正　値		
	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
現場閉所率	28.5% (8 日/28 日)以上	25%(7 日/28 日) 以上 28.5%未満	21.4%(6 日/28 日) 以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05

２）補正方法

当初積算において４週８休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記１）に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が４週８休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年２月 19 日

付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙８（事業（務）所長用）に示す「７．法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

９．週休２日制の促進

（１）本工事は、週休２日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

（２）発注者は、現場閉所状況が４週８休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

１）他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙５に示す「４．創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大２点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて１点、２点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】
□週休２日（４週８休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
□若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

２）現場閉所による週休２日相当（４週８休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙３－１に示す「２．施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の２つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休２日に満たない（休日率４週６休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

□休日の確保を行った。
□その他［理由：現場閉所により週休２日(４週８休以上)の確保を行った。］

○事業（務）所長用

□工程管理に係る積極的な取組が見られた。
□その他［理由：現場閉所により週休２日(４週８休以上)の確保に取り組んだ。］

３） 現場閉所による週休２日相当（４週８休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙８に示す「７．法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、１点を加点評価する。

○事業（務）所長用

□その他［理由：現場閉所による週休２日（４週８休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。］

（３）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が４週６休以上（現場閉所率 21.4％（６日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

（１）本工事は、請負金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

（２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

11. 情報化施工技術の活用について

（１）適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

情報化施工技術	適用工種
１．ＵＡＶ空中写真測量出来形管理技術	管水路工事　起工測量
２．ＴＬＳ出来形管理技術	管水路工事　床掘、基面整正、基礎砕石
３．ＴＳ等光波方式出来形管理技術	管水路工事　床掘、基面整正、基礎砕石
４．ＴＳ（ノンプリズム方式）出来形管理基準	管水路工事　床掘、基面整正、基礎砕石
５．ＩＣＴ建設機械施工技術	管水路工事　床掘、基面整正、基礎砕石
６．ＵＡＶレーザー出来形管理基準	管水路工事　床掘、基面整正、基礎砕石
７．地上移動体搭載型ＬＳ出来形管理基準	管水路工事　床掘、基面整正、基礎砕石
８．ＲＴＫ－ＧＮＳＳ出来形管理基準	管水路工事　床掘、基面整正、基礎砕石

（２）協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の（３）～（７）によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

（３）施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

（４）情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データ作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他必要な

資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	平成 30 年度　西部用水路改修測量設計その他業務　報告書	
2	令和２年度　西部用水路改修実施設計業務　報告書	
3	図面のＣＡＤデータ	

（５）確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用ＴＳ等光波方式を準備しなければならない。

（６）電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

（７）情報化施工技術活用工事の費用

１）情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。

２）受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

12．熱中症対策に資する現場管理費の補正

（１）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（２）用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から１月３日までの６日間、８月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 ＝ 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

（３）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

（４）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（ＷＢＧＴ）を用いることを標準とする。
なお、ＷＢＧＴを用いる場合は、ＷＢＧＴが２５℃以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（５）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 補正係数：1.2

13. 現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計５つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（３）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舎の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	① 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図

	③　工法説明図 ④　工事工程表 ⑤　デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） ⑥　見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦　見学所（インフォメーションセンター）の設値及び管理運営 ⑧　パンフレット・工法説明ビデオ ⑨　社会貢献

14. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（ア）洋式（洋風）便器

（イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（ウ）臭い逆流防止機能

（エ）容易に開かない施錠機能

（オ）照明設備

（カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（ケ）サニタリーボックス

（コ）鏡と手洗器

（サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（シ）便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

（ス）擬音装置（機能を含む）

（セ）着替え台

（ソ）臭気対策機能の多重化

（タ）室内温度の調整が可能な設備

（チ）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に

設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

15. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

（２）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

（３）受注者は、（２）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

（４）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。） を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

（５）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

（６）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

（７）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

（８）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

（１）工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議す

るものとする。

（２）感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

ア　現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

イ　現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

ウ　遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費

エ　その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

17．部分払いについて

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－４「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第１４章　定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
【７工区】				
１．土工				
（1）作業土工				
床掘	礫質土	式	1	
埋戻	礫質土	式	1	
購入土	再生クラッシャーラン RC-40	m3	749	
（2）整形工				
基面整正		㎡	517	
（3）管体基礎工				
管体基礎工（基床部）	再生クラッシャーラン RC-40	m3	121	
管体基礎工（管側部）	再生クラッシャーラン RC-40	m3	312	
（4）作業残土運搬処理工				
作業残土運搬処理	現場発生土	m3	1,094	
２．構造物撤去工				
（1）構造物取壊し工				
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版　t=10cm （表層5cm＋基層5cm）	m	54	
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版　t=29cm （表層5cm＋路盤（瀝青安定処理）24cm）	m	170	
舗装版取壊し	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版　t=10cm （表層5cm＋基層5cm）	㎡	68	
舗装版取壊し	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版　t=29cm （表層5cm＋路盤（瀝青安定処理）24cm）	㎡	173	
殻運搬・処分	As殻	m3	57	
既設FRPM管切断	φ800	箇所	2.0	
既設FRPM管撤去	φ800　L=4.0m/本	本	55.0	
既設FRPM管運搬・処分	φ800　L=4.0m/本 廃プラスチック	本	55.0	

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
既設異種管継手撤去	φ800 (DCIP-FRPM)	本	1	再利用
既設水道管撤去・運搬	DCIP管　φ250 L=5m/本	本	44.0	
既設落蓋式側溝撤去	300×300	m	68.5	再利用
既設落蓋式側溝蓋撤去	300用 L=0.5m/枚	枚	137	再利用
既設U字側溝撤去	U300×300	m	84.4	再利用
3．管体工				
(1)ダクタイル鋳鉄管布設工				
ダクタイル鋳鉄管布設	φ800　ALW形 (ALW-K型、短管及び継手を含む)	m	220.0	
異種管継手(DCIP－FRPM)接合部品 (特殊ボルトナット、ゴム輪)	φ800 ボルトナット(FCD420-10 M20×92) ゴム輪 (SBR、鋳鉄管用・FRPM管用)	箇所	1	
4．附帯工				
(1)埋設物表示工				
埋設表示テープ	幅150mm,ダブル	m	220	
5．道路復旧工				
(1)アスファルト舗装工	盛岡市道 仮復旧 (No.249～No.251+12.000)			
表層 (車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) t=5cm	㎡	67	
上層路盤工	M-40　t=20cm	㎡	64	
下層路盤工	RC-40　t=35cm	㎡	64	
(2)アスファルト舗装工	盛岡市道 仮復旧 (No.251+12.000～No.260)			
表層 (車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) t=5cm	㎡	173	
上層路盤工	M-40　t=24cm	㎡	162	
下層路盤工	RC-40　t=38cm	㎡	162	
(3)区画線工				

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
区画線工（外側線）	白,B=15cm,実線,溶剤型ﾍﾟｲﾝﾄ式,常温式	m	220	
（4）道路附帯工				
落蓋式側溝復旧	300×300	m	68.5	既設再利用
落蓋式側溝蓋復旧	300用 L=0.5m/枚	枚	137	既設再利用
U字側溝復旧	U300×300	m	84.4	既設再利用
6．仮設工				
（1）建込簡易土留工				
建込簡易土留工設置・撤去(タイプ９')	B=2.48m,H=2.50m	m	68	
建込簡易土留工設置・撤去(タイプ１０')	B=2.48m,H=3.00m	m	152	
（2）仮置場、施工ヤード設置・撤去工				
敷鉄板設置・撤去工	t=22mm	㎡	433	
土木シート敷設・撤去	980N/5cm　ポリプロピレン（PP）系織布	㎡	1,488	
土木シート運搬・処分	廃プラスチック	m3	4.5	
（3）仮排水工・排水処理工				
仮排水工（標準部）	床掘・埋戻　A=0.1m2	m	178	
仮排水工（道路横断部）	落蓋式排水側溝300×300移設・撤去	m	12	復旧は道路附帯工で計上
排水ポンプ設置・撤去	0m3/h以上～6m3/h未満作業時排水	箇所	8	
釜場設置・撤去		箇所	8	
（4）吊り防護工				
H型鋼	H-200×200×8×12	箇所	2	横断管箇所数
ワイヤーロープ	φ6.0mm(A種)	箇所	2	横断管箇所数
レバーブロック	0.75t吊	箇所	2	横断管箇所数
（5）安全対策				
交通誘導警備員Ｂ		人	257	

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
（6）除雪工				
除雪工	施工ヤード	m3	130	
（7）耕地復旧				
耕起	農用トラクタ 耕起2回掛け	㎡	1,272	
7．その他				
（1）運搬				
仮設材輸送	建込簡易土留	ton	36.80	
仮設材輸送	吊り防護工	ton	0.33	
仮設材輸送	敷鉄板	ton	76.66	
（2）一括計上				
振動レベル測定	１側線	式	1	
騒音レベル調査	１発生源	式	1	
【１１工区】				
１．土工				
（1）作業土工				
床掘	礫質土	式	1	
埋戻	礫質土	式	1	
購入土	再生クラッシャーラン RC-40	m3	586	
（2）整形工				
基面整正		㎡	488	
（3）管体基礎工				
管体基礎工（基床部）	再生クラッシャーラン RC-40	m3	147	
管体基礎工（管側部）	再生クラッシャーラン RC-40	m3	274	
（4）作業残土運搬処理工				

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
作業残土運搬処理	現場発生土	m3	1,270	
２．構造物撤去工				
（1）構造物取壊し工				
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版　t=12cm （表層3cm＋基層4cm＋路盤（瀝青安定処理）5cm）	m	371	
舗装版取壊し	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版　t=12cm （表層3cm＋基層4cm＋路盤（瀝青安定処理）5cm）	㎡	472	
殻運搬・処分	As殻	m3	57.0	
既設FRPM管切断	φ800	箇所	2	
既設FRPM管撤去	φ800　L=4.0m/本	本	61.0	
既設FRPM管運搬・処分	φ800　L=4.0m/本 廃プラスチック	本	61.0	
既設異種管継手撤去	φ800	本	1	再利用
既設ガードレール撤去	土中建込用	m	28	再利用
既設ネットフェンス撤去	H＝1.2m　アンカーブロック	m	17.6	再利用
既設信号機撤去・復旧	歩行者用	箇所	1	再利用
既設信号機撤去・復旧	車両用	箇所	1	再利用
３．管体工				
（1）ダクタイル鋳鉄管布設工				
ダクタイル鋳鉄管布設	φ800　NS型（短管、異形管及び継手を含む）	m	240	
異種管継手(DCIP－FRPM)接合部品 （特殊ボルトナット、ゴム輪）	φ800 ボルトナット(FCD420-10 M20×92) ゴム輪（SBR、鋳鉄管用・FRPM管用）	箇所	1	
（2）鋼管布設工				
鋼管短管布設	φ800×1000L　t=7mm NS挿し×片ベベル　溶接継手塗装含む	m	2.0	
鋼製伸縮可とう管布設	φ800×1200L　t=7mm 両ベベル　偏心100mm溶接継手塗装、切断開先加工含む	m	2.4	

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
４．附帯工				
（１）埋設物表示工				
埋設表示テープ	幅150mm,ダブル	m	244	
（２）空気弁撤去・設置工 12号空気弁工				
空気弁撤去・運搬	φ100急排空気弁（FRP製）、補修弁（鋼製）、7.5K	基	1	
空気弁設置（更新）	φ100急排空気弁（FRP製）、補修弁（鋼製）、7.5K	基	1	
（３）頭無川注水工				
既設塩ビ管切断・撤去	φ50	m	3.2	運搬・処理はFRPM管運搬・処分に含まれる
分水管設置	NS形異形管・ジョイントφ300～φ100	m	1.1	
分水管設置	塩ビ異形管・ジョイントφ100～φ50	m	1.5	
５．道路復旧工				
（１）アスファルト舗装工	仮復旧工			
表層（車道・路肩部）	再生密粒度アスファルト混合物(13)　t=5cm	㎡	472	
上層路盤工	M-40　t=22cm	㎡	472	
下層路盤工	RC-40　t=47cm	㎡	472	
（２）区画線工				
区画線工（外側線）	白,B=15cm,実線,溶剤型ペイント式,常温式	m	222	
区画線工（停止線）	白,B=30cm,実線,溶融式、３種1号	m	3	
区画線工（横断歩道）	白,B=45cm,実線,溶融式、３種1号	m	13	
（３）道路附帯工				
ガードレール復旧	土中建込用	m	28	再利用
（４）ネットフェンス復旧工				

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
ネットフェンス復旧	t＝1.2m　アンカーブロック	m	17.6	再利用
６．仮設工				
（1）建込簡易土留工				
建込簡易土留工設置・撤去(タイプ９)	B=2.13m,H=2.50m	m	50	
建込簡易土留工設置・撤去(タイプ１０)	B=2.13m,H=3.00m	m	129	
建込簡易土留工設置・撤去(タイプ１１)	B=2.13m,H=3.50m	m	66	
（2）仮設腹付切盛土工				
仮置場積込搬入		m3	57	
仮設盛土		m3	51	
盛土法面整形		㎡	79	
切土法面整形		㎡	83	
盛土撤去		m3	51	
仮置場搬出整地		m3	51	
（3）仮置場、施工ヤード設置・撤去工				
敷鉄板設置・撤去工	t=22mm	㎡	218	
土木シート敷設・撤去	980N/5cm　ポリプロピレン（PP）系織布	㎡	621	
土木シート運搬・処分		m3	1.9	
（4）吊り防護工				
H形鋼	H-200×200×8×12	箇所	7	
ワイヤロープ	φ6.0mm(A種)	箇所	7	
レバーブロック	0.75t吊	箇所	7	
凍結防止対策工	オートヒーター 保温筒	箇所	2	上水道管のみ
（5）排水処理工				
排水ポンプ設置・撤去	0m3/h以上～6m3/h未満 作業時排水	箇所	9	

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
釜場設置・撤去		箇所	9	
(6)安全対策				
交通誘導警備員Ｂ	日中のみ	人	227	
交通誘導警備員Ｂ	昼夜交代	人	18	
(7)除雪工				
除雪工	施工ヤード	m3	65	
(8)耕地復旧				
耕起	農用トラクタ 耕起2回掛け	㎡	674	
7．その他				
(1)運搬				
仮設材輸送	建込簡易土留	ton	46.00	
仮設材輸送	吊り防護工	ton	0.10	
仮設材輸送	敷鉄板	ton	37.67	
(2) 一括計上				
振動レベル測定	１側線	式	1	
騒音レベル調査	１発生源	式	1	

別紙－2

工事用地図［7工区］ S=1:500

平 面 図

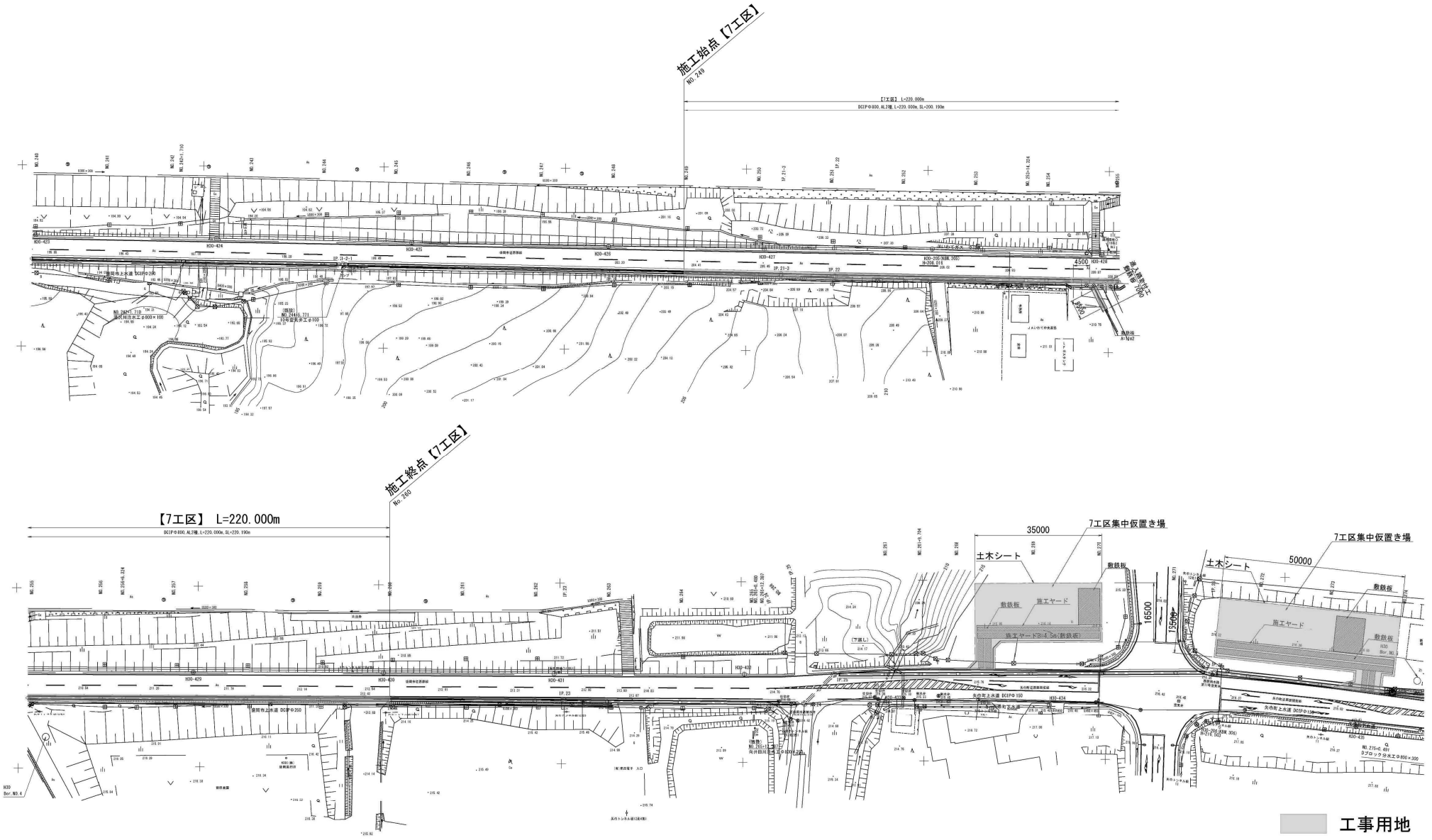

工事用地図［11工区］S=1:500

平　面　図

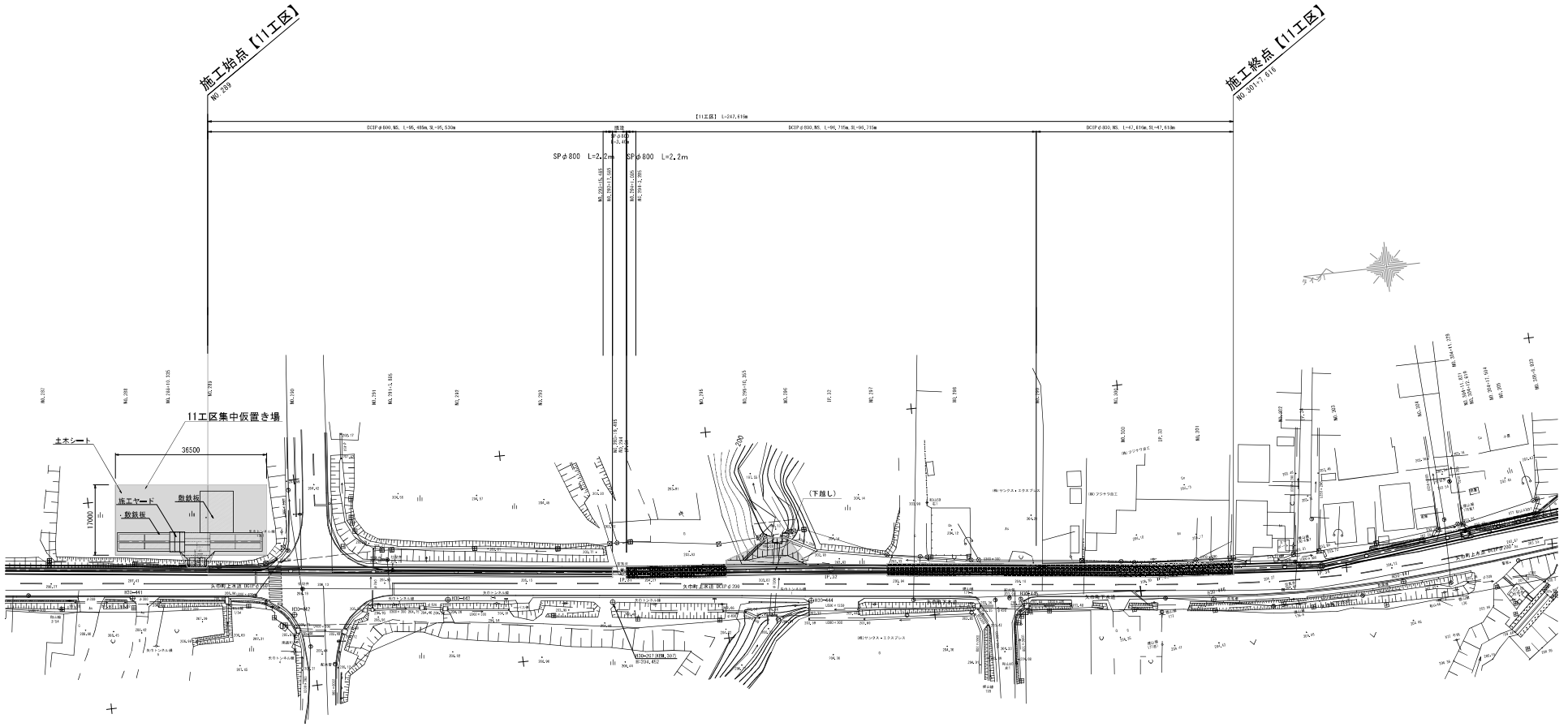

工事用地

別紙－３

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

１　この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

２　この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 所有者等　　土地の所有者又は使用権者をいう。

② 借地した土地　国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。)が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。

③ 関係者　　借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。

３　工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

（１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。

（２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。

（３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。

（４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。

（５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。

① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。

② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

（６）使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。

② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。

③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

（７）この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

別紙－４

出来高部分払方式実施要領

１　目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

２　対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表１（第３条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表１、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

３　設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

４　入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

①　公告等への記載

以下に該当するものに、［　　］内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合　　：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：公募に係る掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

②　特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の［　　］内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条　部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

② 工事請負契約書第38条第１項の部分払請求の上限回数について

部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）

③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第３項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が４になる場合を除き、上限回数に１を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4.5以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第３５条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4.5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

２ 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

３ 発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

４ 前項の規定にかかわらず、第１項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の２に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の２に相当する額の前払金を支払うものとする。

５ 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第１項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の２以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

６　発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第１項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。

７　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4.5から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第３項から第６項までの規定を準用する。

８　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5.5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

９　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5.5の額を差し引いた額を返還しなければならない。

10　発注者は、受注者が第８項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※　国債に係る契約の場合、第41条第１項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第５項の（　）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

第３６条　受注者は、前条第７項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、第１項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙１～４を参考として実施するものとする。

6　部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第１項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。

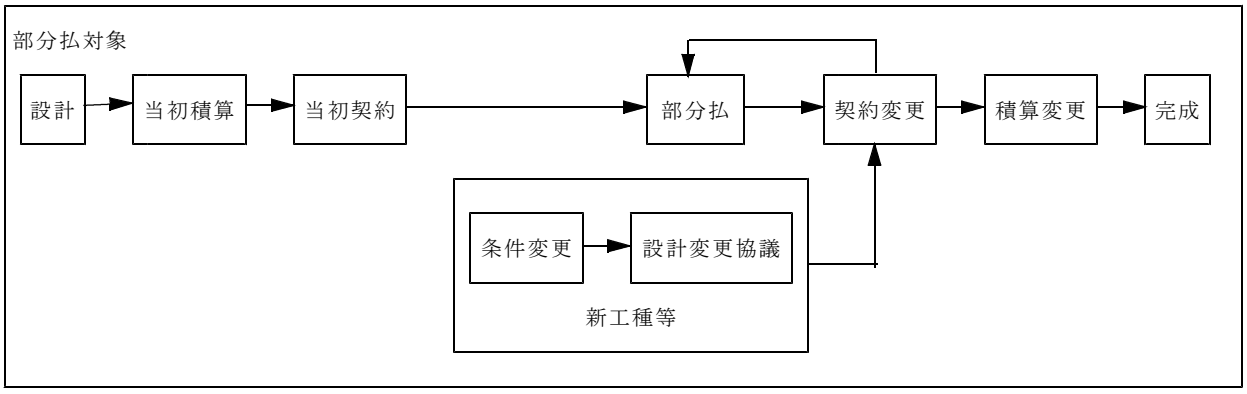

(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の［　］内の文を記載するものとする。

（記載例）
（○）一次下請業者への支払いについて
　　一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7　設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8　監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9　検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

①　既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

・　検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
・　既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
・　既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
・　既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
・　既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
・　既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
・　品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
・　監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

②　完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③　中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附　則

本要領は、平成２１年４月１日以降手続を開始する契約から適用する。

別紙１

令和　年　月　日

官署支出官等　殿

受注者
住　　所
商号又は名称
代表者氏名

前　払　金　請　求　書

￥

ただし、令和○年度　○○○○○工事

請負代金額　　￥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第４項及び第６項の規定に基づき受領いたします。

※　別紙２は２割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。
　別紙３については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の２以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。
※　前払金請求書（全体請求書45％以内）は契約原本として保管。別紙２及び３は、支払に使用。
※　前払金保証書は１回作成する。（２回作成する必要はない。）

別紙２（4.5割以内の前払金請求書とともに提出）

令和　年　月　日

官署支出官等　殿

受注者
住　　所
商号又は名称
代表者氏名

前　払　金　請　求　書　（Ⅰ）

￥　　（工事請負契約書第35条第４項の請求金額）

ただし、令和○年度　○○○○○工事

請負代金額　　￥

に対する前払金

指定振込銀行	預金種別	口座番号

ふりがな	
口　座 名　義	

別紙３（出来高認定書受理後に提出）

令和　年　月　日

官署支出官等　殿

受注者
住　　所
商号又は名称
代表者氏名

前　払　金　請　求　書　（Ⅱ）

￥　　（工事請負契約書第35条第６項の請求金額）

ただし、令和○年度　○○○○○工事

１．請負代金額　　￥

２．前払金請求額　　￥

３．受領済前払金額　　￥

４．未受領前払金額　　￥

指定振込銀行	預金種別	口座番号

ふりがな	
口座 名義	

別紙４

令和　年　月　日

契約担当官等　殿

受注者
住　　所
商号又は名称
代表者氏名

出来高
工事期間 認定請求書

１．工事名　　令和○年度　○○○○○工事

２．工事場所

３．請負代金額　　￥

４．工　　期　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第５項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の２以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

認定通知書

上記工事について認定したので通知する。

令和　年　月　日

受注者　　殿

（契約担当官等の官職氏名）

別紙－5

迂回路配置図

S=1:10,000

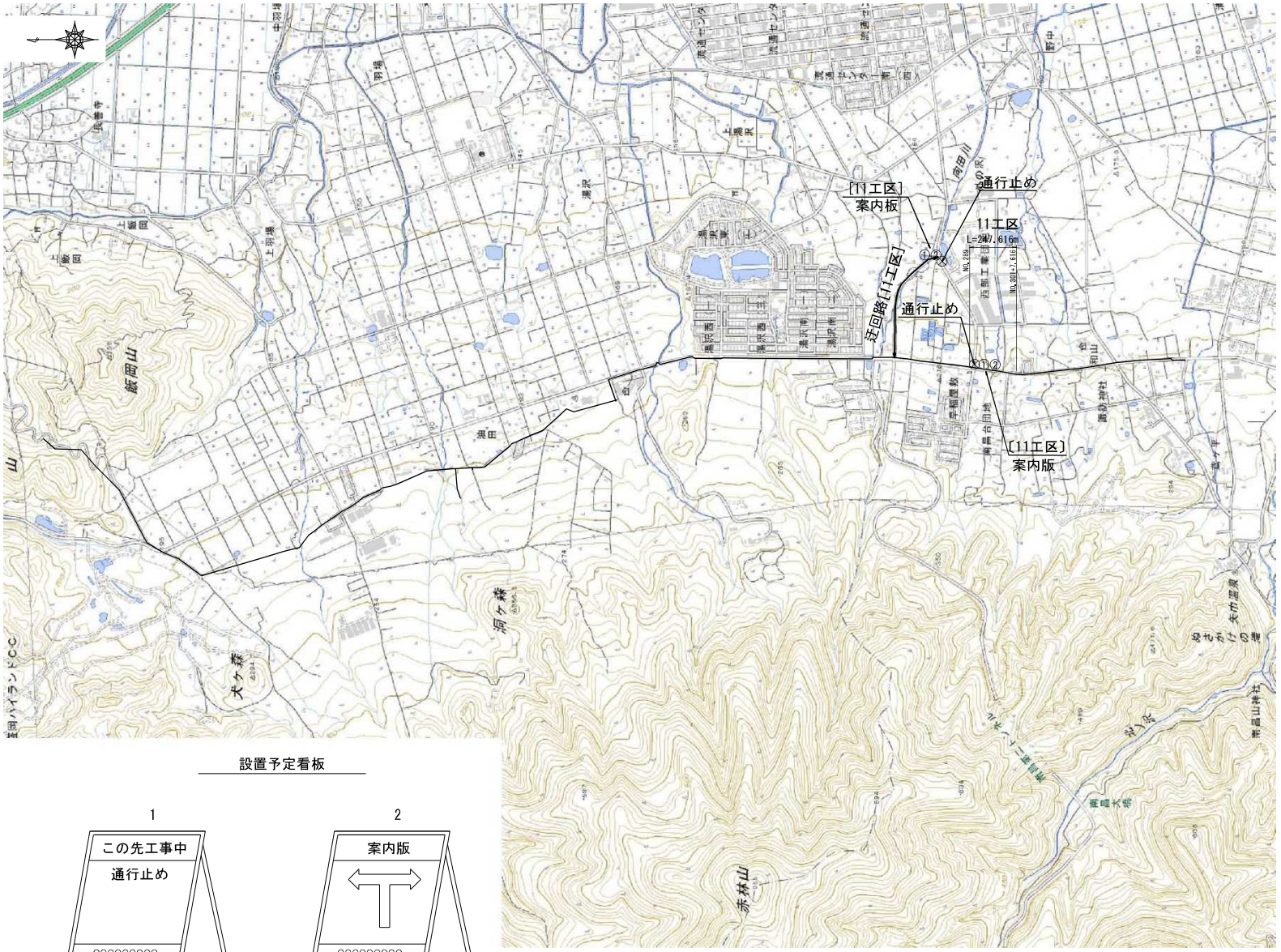

令和5年度
国営施設応急対策事業盛岡南部地区
西部用水路改修(その5)工事

図　面　目　録

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2 - 1/4	平面縦断図(1/4)	1	
- 2/4	平面縦断図(2/4)	1	
- 3/4	平面縦断図(3/4)	1	
- 4/4	平面縦断図(4/4)	1	
3 - 1/8	横断図(1/8)	1	
- 2/8	横断図(2/8)	1	
- 3/8	横断図(3/8)	1	
- 4/8	横断図(4/8)	1	
- 5/8	横断図(5/8)	1	
- 6/8	横断図(6/8)	1	
- 7/8	横断図(7/8)	1	
- 8/8	横断図(8/8)	1	
4	標準断面図	1	
5	分水工構造図	1	
6 - 1/4	既設舗装撤去他平面図(1/4)	1	
- 2/4	既設舗装撤去他平面図(2/4)	1	
- 3/4	既設舗装撤去他平面図(3/4)	1	
- 4/4	既設舗装撤去他平面図(4/4)	1	
7 - 1/4	舗装仮復旧他平面図(1/4)	1	
- 2/4	舗装仮復旧他平面図(2/4)	1	
- 3/4	舗装仮復旧他平面図(3/4)	1	
- 4/4	舗装仮復旧他平面図(4/4)	1	
8	可とう管詳細図	1	
9	空気弁改修工構造図(12号空気弁工)	1	
10 - 1/4	仮設計画図(1/4)	1	
- 2/4	仮設計画図(2/4)	1	
- 3/4	仮設計画図(3/4)	1	
- 4/4	仮設計画図(4/4)	1	
11 - 1/2	建込簡易土留工標準図(1/2)	1	
- 2/2	建込簡易土留工標準図(2/2)	1	
12	吊り防護工構造図	1	
	合　計	32	